

株式会社アーム

有料職業紹介事業 20-ユ-300348

【返戻金制度に関する事項】

当社は、返戻金制度を設けています。契約に基づき求人者が採用した当該求職者が、自己の意思又は就業規則違反等、自己の責に帰すべき事由により短期退職した場合、当社は求人者から支払われた紹介手数料について、つぎの割合で計算された金額を求人者に払い戻し致します。

1 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	手数料の 8 0 %を返金
3 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	手数料の 5 0 %を返金
6 ヶ月以内に紹介者が退職した場合	手数料の 2 0 %を返金

なお、当該求職者が専ら求人者の都合により短期退職をすることとなった場合には、紹介手数料の返戻は行いません。

職業安定法第 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の取扱職種の範囲等の明示です。